

2023年2月1日

重複契約に該当する可能性がある

契約者各位

東京都千代田区神田猿樂町2-8-16

日本共済株式会社

代表取締役社長 松本克己

解約返れい金等の弁済供託にかかる公告

弊社の保険への加入手続きをしていただき誠にありがとうございます。

さて、弊社システムのエラーにより、少額短期保険業の引受け制限を超えてお引受けをしている保険契約（被保険者の重複契約）が存在することがわかりました。

重複契約に該当する可能性のある契約者様へ電話・書面・SMSにて状況確認のため連絡いたしました。確認ができなかった契約者様に対して供託の手続きをさせていただくこととしましたので、ここにお知らせします。

1. 退去済物件の保険契約を解約していないことにより重複契約となっている場合の解約手続きと解約返れい金の供託について

連絡がつかずに重複契約に該当するか確認ができない契約（連絡がつき重複契約と確認ができたもののその後の手続き中に連絡がつかなくなった場合も含まれます。）の中で、保険ご加入時の代理店から退去済であることが確認できた契約は、弊社で解約手続きさせていただき、解約返れい金については法務局に供託し、契約者様がお引出しできるようにいたします。

なお、供託金の引出し方法については契約者様に個別に書面をお送りします。

2. 保険加入申込みの取消しと保険料の供託について

連絡がつかずに重複契約に該当するか確認ができない契約（連絡がつき重複契約と確認ができたもののその後の手続き中に連絡がつかなくなった場合も含まれます。）については、保険の申込みを取消し（保険加入がなかったものとする手続き）させていただきます。

該当の被保険物件については保険がかかっていない状態になりますのでご注意ください。

また、お預かりした保険料は法務局に供託し、契約者様がお引出しできるようにいたします。

なお、供託金の引出し方法については契約者様に個別に書面をお送りします。

また、契約者様から弊社にご連絡をいただき、状況確認し重複契約に該当しない場合は保険を有効にする手続きも可能です。

3. 本件に関する問い合わせ先

日本共済株式会社 供託担当

TEL 03-3292-6900（月～金 10:00～17:00、土日祝を除きます）

以上

【ご参考】少額短期保険業者の保険契約の引受け制限について

- ・一の被保険者についてお引受けするすべての保険契約の合計は1,000万円を超えることができません。
- ・具体的には、弊社の保険に複数ご加入いただく場合、新にお申込みする契約の被保険者と既引受契約の中に同一の方がいると重複契約に該当しお引受けできません。
(一被保険者あたり一契約しかご加入いただけません。)

※加入手続き時にお渡しした保険契約ハンドブックの重要事項説明の中にも同様の記載があります。